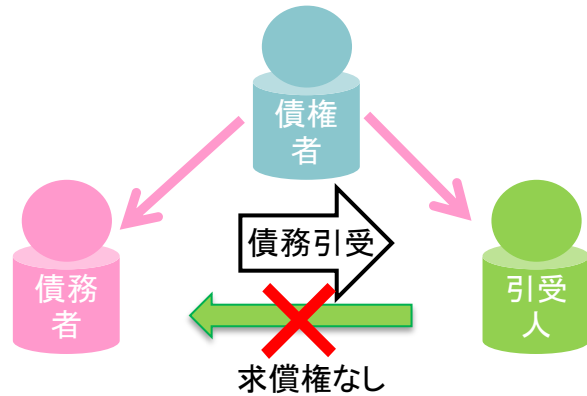


債務引受に関する見直し

免責的債務引受



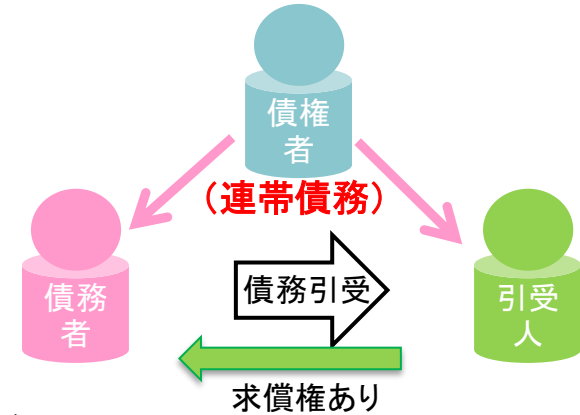
(問題の所在)

- 免責的債務引受について現行法には規定がない。

(改正法の内容)

- **債権者・引受人間の契約**によってすることができる。
→ 債権者が契約をした旨を債務者に通知した時に効力発生【新 § 472 II】
 - **債務者・引受人間で契約**をし、**債権者が承諾**をすることによってもすることができる。【新 § 472 III】
 - 引受人は債務者に対して**求償権を取得しない**。【新 § 472- 3】
 - 債権者は、担保権・保証を引受人が負担する債務に移すことができる(債務者の**承諾不要**)。【新 § 472- 4】
- ※ただし、引受人以外の者が設定した担保権については、設定者の承諾(保証については書面等によるもの)が必要

併存的債務引受



(問題の所在)

- 併存的債務引受について現行法には規定がない。

(改正法の内容)

- **債権者・引受人間の契約**によってすることができる。【新 § 470 II】
- **債務者・引受人間の契約**によってもすることができる。
→ 債権者が引受人に対して承諾をした時に効力発生【新 § 470 II】
- 引受人は、**債務者と連帯**して、債務を負担する。【新 § 470 II】